

◎放送法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 放送番組の編集等に関する通則（<u>第三条―第十四条の二</u>）</p> <p>第三章〔第十一章〕〔略〕</p> <p>附則</p> <p>（相談体制の整備等）</p> <p><u>第十四条の二</u> 放送事業者は、放送番組の放送に関連して当該放送番組に出演する者に対し誹謗中傷^{ひまろ}その他の権利利益を侵害する行為が行われる場合があることに鑑み、放送番組に出演する者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>（放送番組の編集等に関する通則等の適用）</p> <p>第八十八条 第五条から第八條まで、第十二條、第十三條、第十四條の二、第九十三條第一項第七号（イからハまでに係る部分に限る。）、第九十五條第二項、第九十八條第一項、第一百條、第一百六條第一項及び第一百七條から第九條までの規定は、学園については、</p> | <p>目次</p> <p>第一章〔略〕</p> <p>第二章 放送番組の編集等に関する通則（<u>第三条―第十四条</u>）</p> <p>第三章〔第十一章〕〔略〕</p> <p>附則</p> <p>〔新設〕</p> <p>第八十八条 第五条から第八條まで、第十二條、第十三條、第九十三條第一項第七号（イからハまでに係る部分に限る。）、第九十五條第二項、第九十八條第一項、第一百條、第一百六條第一項及び第一百七條から第九條までの規定は、学園については、適用しない。</p> |

適用しない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)

第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条、第十二条及び第十四条の二の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

(適用除外等)

第七百七十六条 [略]

2 4 [略]

5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条の二まで及び第百六条から第百十条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一項の規定の適用を受ける放送を除く。)については、適用しない。

(届出をした一般放送事業者に対する放送番組の編集等に関する適用)

第四百四十六条 第五条から第八条まで、第十条及び第十二条の規定は、第三百三十三条第一項の規定による届出をした一般放送事業者については、適用しない。

(適用除外等)

第七百七十六条 [略]

2 4 [略]

5 第四条から第十条まで、第十二条から第十四条まで及び第百六条から第百十条までの規定は、他の基幹放送事業者の基幹放送を受信し、その内容に変更を加えないで同時にそれらの再放送をする放送(第一項の規定の適用を受ける放送を除く。)については、適用しない。